

# 社団法人 日本鉄道運転協会 定 款

昭和34年 8月18日 制 定  
昭和40年 4月26日 一部変更  
昭和42年10月 7日 一部変更  
昭和57年 6月30日 一部変更  
昭和62年 6月24日 一部変更  
平成13年 1月 6日 一部変更  
平成18年 6月 1日 改 正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 日本鉄道運転協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本協会は、事務所を東京都台東区に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、支部を必要な地に置くこととする。

(目 的)

第3条 本協会は、鉄道の運転業務（運転技術、法規、事故防止、輸送計画・管理、車両の検修、駅務業務、車掌業務をいう。以下同じ。）に関する調査研究、知識の普及・進歩向上に努めることにより、鉄道輸送の能率化及び近代化に寄与すると共に、会員相互の協調親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 運転業務に関する調査研究並びにその受託
- (2) 運転業務に関する講演会及び講習会等の開催
- (3) 運転業務に関する資料の蒐集、整理、保存及び頒布
- (4) 鉄道近代化の推進
- (5) 運転業務に関する発明・考案及び研究に対する指導育成並びにその普及
- (6) 会誌その他図書の発行
- (7) その他本協会の目的を達成するための必要な事項

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、通常会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 通常会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 名誉会員 本協会に功勞のあった者又は学識・業務経験者で総会において推薦された者

(入会)

第6条 通常会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、別に定める基準により、理事会の議決を経てその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 法人たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 通常会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 通常会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において通常会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理事 40名以上50名以内  
監事 2名以上 5名以内

- 2 理事のうち、1名は会長、3名を副会長、1名を専務理事、15名以内を常任理事とする。

( 役員の選任等 )

第 13 条 理事及び監事は、総会において通常会員( 法人にあっては指定代表者 )の中から選任する。ただし、理事のうち 8 名以内及び監事 2 名以内を通常会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( 役員の職務 )

第 14 条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常任理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - ( 1 ) 財産及び会計を監査すること。
  - ( 2 ) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - ( 3 ) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
  - ( 4 ) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

( 役員の任期 )

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第 16 条 役員は、次の各号の一に該当するときは、総会において通常会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

( 役員の報酬等 )

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

- 第18条 本協会に、顧問5名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
  - 4 顧問には、第15条第1項及び第17条の規程を準用する。この場合において、これらの規程中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第4章 総 会

(種別)

- 第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第20条 総会は、通常会員をもって構成する。

(権能)

- 第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 通常会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第14条第6項第4号の規程により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第23条 総会は、第14条第6号第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項の規定による請求のあったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通常会員に通知しなければならない。

(議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会において、出席通常会員の中から選出する。

(定足数)

- 第25条 総会は、通常会員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した通常会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない通常会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の通常会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その通常会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 通常会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「通常会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 評議員会

(設置)

第35条 本協会の事業に関して、通常会員との円滑かつ効率的な運営を図るため、評議員会を置く。

(選任、構成及び任期)

第36条 評議員は、40名以上50名以内とし、総会において通常会員の中から選任する。ただし、評議員のうち8名以内を通常会員以外の者から選任することができる。

2 評議員会は、評議員で構成する。

3 評議員の任期は、第15条の規定を準用する。

この場合において、この規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(権能)

第37条 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会等に付議する事項

(2) 必要に応じ、会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第38条 評議員会は、評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 評議員会は、毎年1回以上開催する。

3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 評議員現在員数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 評議員会を招集するときは、会長が会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに評議員に通知しなければならない。

(議長)

第40条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(定足数等)

第41条 評議員会については、第25条から第28条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」及び「通常会員」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第42条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第43条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第44条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第45条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第46条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席通常会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席通常会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第49条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席通常会員の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において通常会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第52条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において通常会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第53条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において通常会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第54条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 事業計画及び予算に関する書類
  - (5) 事業報告及び決算に関する書類
  - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (9) 理事及び監事の履歴書
  - (10) 職員の名簿及び履歴書
  - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第11章 補 則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1、この定款の変更は、平成18年6月1日から施行する。

